

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額
を定める件の施行について（通知）

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件」（令和2年総務省告示第9号）が令和2年1月24日付け官報第176号をもって告示されましたので、下記事項に御留意のうえ、適切に施行されますよう特段の御配慮をお願いします。

なお、令和元年度中に締結される調達契約についての地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用基準額は、平成30年総務省告示第22号によることとされていますので御留意ください。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の中核市市長及び中核市議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、各中核市に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 特例政令の適用基準額は、下記の区分に応じ下記に掲げる額とされたこと。
 - (1) 物品等の調達契約 3千万円
 - (2) 特定役務のうち建設工事の調達契約 23億円
 - (3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 2億3千万円
 - (4) 特定役務のうち上記以外の調達契約 3千万円

2 1の適用基準額は、令和2年度及び令和3年度（令和2年4月1日から令和4年3月31日まで）の両年度に締結される調達契約について適用するものとされたこと。